

交通安全情報

令和4年12月6日
手稲警察署交通第一課
第14号

知っていますか？

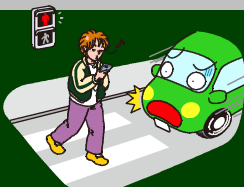


歩行者の交通ルール



ドライバーの心構えとして、道路上では歩行者の安全が最優先ということは言うまでもありませんが、歩行者だからといって何をやってもいいというわけではなく歩行者にも守らなければならない交通ルールがあり、違反すれば罰金等の処罰を受ける可能性があります。

↓例を挙げると...↓



1. 信号無視

車と同じで歩行者も信号を無視すれば違反となります。
道路交通法第7条に規定

2. 歩道通行

歩道と車道の区別のある道路においては歩道を通行しなければ違反となります。
道路交通法第10条第2項に規定

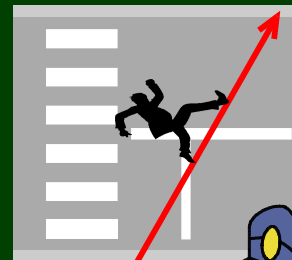
3. 横断歩道の利用

横断歩道がある場所の付近では横断歩道を利用しなければ違反となります。
道路交通法第12条第1項に規定



4. 斜め横断の禁止

道路を斜めに横断すると違反となります。
道路交通法第12条第2項に規定



5. 車両の直前・直後を横断

走っているか止まっているかを問わず車の直前・直後から道路を横断すれば違反となります。
道路交通法第13条第1項に規定



6. 横断禁止場所横断

左の標識のある場所で道路を横断すると、違反となります。
道路交通法第13条第2項に規定



※ 上記違反の罰則→2万円以下の罰金又は科料

手稲警察署では、歩行者事故を減らすため、車のドライバーだけでなく、歩行者に対する指導も強化しておりますので活動へのご理解ご協力をお願い致します。

<ストップ・ザ・交通事故 ~めざせ 安全で安心な北海道~>